

"activeリモート® seminar" 第2回 WEB知財セミナー

日時 2021年7月30日(金)14:00~

テーマ：法改正/裁判例紹介

- ・海外からの模倣品流入への規制強化、権利回復要件の緩和（改正）
- ・意匠法39条2項と3項（損害賠償規定）の併用が認められた事案の紹介
- ・最近の発信者情報開示請求の動向（著作権侵害事案）の紹介

模倣品流入に対する規制が強化され、また期限徒過の救済規定に関する要件が緩和されます。本セミナーではこれらの改正事項を中心に解説します。また、侵害者利益の推定規定と実施料相当額規定の重畳適用を認めた意匠権侵害事件の紹介、ネット上での著作権侵害をめぐる発信者情報開示請求訴訟について概観します。

特許業務法人
HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

法律本部長

弁護士・弁理士 **西山 泰生**

<経歴紹介>

大学(法学部)卒業後、2003年に弁理士試験に合格し、2007年から当事務所に勤務。司法試験予備試験及び司法試験に合格後、2020年に司法修習を終え、現在に至る。



講師

本セミナーでは、改正事項のうち、我が国への模倣品流入に対する規制、審査請求期限等の期限徒過における救済規定の要件緩和を中心にその概要をお伝えします。また、前回の改正では手当てがされていない侵害者利益の推定規定と実施料相当額規定の併用が認められた事案を紹介いたします。ところで、ネットやSNS等における著作権侵害が急増しているのですが、発信者を特定することは容易ではありません。発信者を特定するための手段としては発信者情報開示請求があります。本セミナーでは、発信者情報開示請求の動向をお伝えします。

費用

無料

※応募〆切：2021年7月23日(金)

※参加人数に限りがございますことから、ご希望に添えない場合もございますこと予めご了承ください。

概要

Zoom®を利用したWEB会議形式のセミナーとなります。(約30分間を予定)

冒頭約20分間動画をご視聴頂き、その後、講師がご質問に回答させていただきます。

参加をご希望の方は以下からお申込み下さい。

"activeリモート® seminar"事前登録ページ

https://zoom.us/webinar/register/WN_CbbK_Ud7qP7cQXah20UA

QRコードでのアクセス
はこちら→



※誠に申し訳ございませんが、特許事務所/法律事務所等の同業者様の当セミナーへのご参加はご遠慮ください。

【お問い合わせ先】

特許業務法人HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

電話番号:06-6351-4384(大阪本部)

Eメール:iplaw-osk@harakenzo.com

※「Zoom」はZoom Video Communications, Inc.の商標または登録商標です。

50th Anniversary in 2026



INTELLECTUAL PROPERTY LAW